

平成30年度第2回嬉野市政治倫理審査会

閲覧用会議資料目次

No.	資 料 名
1	第2回嬉野市政治倫理審査会次第
2	(資料1)第1回審査会の内容確認
3	(資料2)請求者側からの追加資料・意見書について
4	(資料3)委員からの調査依頼について
5	請求代表者補正要求書
6	被請求者弁明書(2)
7	被請求者弁明書(3)
8	被請求者弁明書(4)
9	署名の要件明確化などのお願ひ
10	説明会開催要求却下取り消し要請文
11	録画・録音のお願ひ
12	弁明書への疑義、指摘
13	陳述書における疑問点等

平成30年度第2回嬉野市政治倫理審査会次第

日時 平成31年1月21日(月) 16:00
場所 嬉野市中央公民館 大集会室

1 開会

2 議事

- (1) 第1回審査会の内容確認 (資料1)
- (2) 請求者側からの追加資料・意見書について (資料2)
- (3) 委員からの調査依頼について (資料3)
- (4) 疑義内容にかかる審議
- (5) その他

3 閉会

会 議 録

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
会議名 (審議会等名)	平成30年度第1回嬉野市政治倫理審査会		
開催日時	平成31年1月9日(水) 16:00~17:10		
開催場所	嬉野市中央公民館(塩田公民館)2階 視聴覚室		
傍聴の可否	㊦ ・ 不可 ・ 一部不可	傍聴者数	32人
傍聴不可・一部不可 の場合はその理由			
出席者	委員	山下義昭委員、吉田一穂委員、江口勝則委員、 光武英文委員、淵野美喜子委員	
	事務局	総務企画部長、総務課長、総務課副課長	
	その他		
会議の議題	別添「平成30年度第1回嬉野市政治倫理審査会資料」次第のとおり		
配布資料	別添「平成30年度第1回嬉野市政治倫理審査会資料」のとおり		
審議等の内容	別紙のとおり		

審議等の内容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

	所管課	総務課
議 題	1. 開会 2. 委嘱状交付、3. 委員の紹介、4. 政治倫理審査会の説明 5. 会長及び副会長の選出、6 案件の付託	
内 容	事務局より開会、委嘱状交付、委員の紹介、別添「平成30年度第1回嬉野市政治倫理審査会資料」の資料1、資料2及び付託書に基づき政治倫理審査会の概要説明及び案件の付託を行った。また、委員の互選により会長及び副会長が選出された。	
審議経過	<p>1. 開会 事務局より、開会を行った。</p> <p>2. 委嘱状交付 事務局より、嬉野市政治倫理審査会委員の委嘱状の交付を行った。</p> <p>3. 委員の紹介 事務局より、嬉野市政治倫理審査会委員5名の紹介を行った。</p> <p>4. 政治倫理審査会の説明 事務局より、別添「平成30年度第1回嬉野市政治倫理審査会資料」の資料1、資料2に基づき説明を行った。</p> <p>5. 会長及び副会長の選出 委員の互選により、会長に吉田一穂委員、副会長に山下義昭委員が選出された。</p> <p>6. 案件の付託 事務局より説明を行い、別添「平成30年度第1回嬉野市政治倫理審査会資料」の付託書（写し）のとおり、嬉野市政治倫理条例に基づく調査請求の調査及び説明会開催請求の審査について、嬉野市長から嬉野市政治倫理審査会に付託を行った。</p>	
その他	傍聴人の定員については、嬉野市政治倫理条例施行規則第5条に嬉野市議会傍聴規則の例によることと規定しており、嬉野市議会傍聴規則第2条の規定により20人としているが、会長の許可により、20人を超えた傍聴者数となった。	

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議 題	7. 議事(1) 調査請求案件の請求の趣旨及び調査開始日の公表について		
内 容	<p>嬉野市政治倫理条例施行規則第4条第1項の規定により、吉田会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。</p> <p>※別添「平成30年度第1回嬉野市政治倫理審査会資料」資料3</p>		
審議経過	議長	<p>委員全員出席のため、本日の会議は成立している。議事を進める前に傍聴者へお願いがある。本日の会議は公開で行っているが、受付で配布した注意事項を必ずお守りいただくだようお願いします。万が一お守りいただけない場合は、議長として、退席を命ずることにもなりかねないのでよろしくお願いする。先ほど傍聴席の方から録画の申し出があったかと思うが、取り扱いについてどうするか。</p>	
	委員	<p>この政治倫理審査会は、政治倫理条例に違反かどうかを公平・公正な立場から判断するところであり、傍聴人に向かって色々アピールするところではない。個人情報もたくさんでてる。私は個人情報も専門であるが、色々問題があるところも見受けられる。あくまでも公平・公正な判断をするのであって、政治的な立場で判断するわけではない。議会とは違うので、録画等のご遠慮いただきたい。</p>	
	議長	<p>他に意見はないか。議長として録画はしない方向で考えている。どうかよろしくお願いする。</p> <p>それでは、議事を進めさせていただく。最初に「調査請求案件の請求の趣旨及び調査開始日の公表について」審議を行う。嬉野市政治倫理条例に基づく調査請求について本会に調査が付託されたときは、嬉野市政治倫理条例第9条の規定に基づき、調査請求の要旨と調査開始日を公表することになっている。お手元に配布している資料3のとおり公表したいと思うが、委員の皆様から何かご意見はないか。特に意見はないので、公表については資料3のとおりとする。</p>	
その他			

審議等の内容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議 題	7. 議事(2) 調査請求について		
内 容	<p>嬉野市政治倫理条例施行規則第4条第1項の規定により、吉田会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。</p> <p>※別添「平成30年度第1回嬉野市政治倫理審査会資料」資料4</p>		
審議経過	議長	次に「調査請求について」審議を行う。請求者から提出された調査請求書の写しは、事前に別添ファイルで配布されている。また、調査請求書の内容を整理したものを資料4として配布されている。まず、この件について審査会の調査対象となるか委員のご意見をお伺いする。	
	委員	弁明書につきましては。	
	議長	事務局より願います。	
		※被請求者から提出された弁明書を委員に配布。	
	事務局	平成31年1月4日付けで政治倫理審査会会長あて弁明書の提出があつている。提出者は被請求者嬉野市長村上大祐氏の代理人弁護士鬼橋正敏氏からである。この弁明書の取り扱いについて委員の皆様のご意見をお願いしたい。	
	議長	配布された弁明書について説明していただけるか。	
	事務局	簡単に説明する。この弁明書は、第1、本案前の弁明と第2、本案の弁明の資料である。第1は本請求が不合法、条例違反であること、請求代表者らに請求適格がないこと、議員の職責となっている。第2は本案の弁明となっており、1、認否・反論、2、結語となっている。	
議長	事務局から説明のあつた内容であるが、第1の本案前の弁明については、本審査会で審査する内容ではないと考えている。第2の本		

	<p>案の弁明については、今後の審査の資料とさせていただきたいと思うが、よろしいか。</p>
委員	<p>この請求自体に瑕疵があるかどうか、この手続きが仮に不備があるとなると、実際ここで審査する必要がなくなるので、まずはこの審査会で判断する必要があるのではないかと思う。</p>
議長	<p>本案前の要求を満たしてるかどうかも含めてということか。</p>
委員	<p>はい。調査請求と説明会開催請求の二つの請求があるが、適法かどうかは条例に従って判断できると思う。この判断を当審査会としても判断した上で、仮に請求を満たしていないものであれば、改めて行政側に判断していただく必要があると思うが。</p>
議長	<p>他に委員の皆様から意見はないか。</p>
委員	<p>請求代表者が議員であるだけであって、九百何名の方が連名で書かれているので、有効ではないかと思う。議員も有権者であるから請求できるのではないかと思う。</p>
議長	<p>先ほど私が申し上げた第1の本案前の弁明については本審査会で審査すべきものではないと申し上げたが、委員の方々のご意見を伺い、この件についても具体的に検討させていただきたいと思う。弁明書について事務局より他に説明することはないか。</p>
事務局	<p>提出されている資料のとおりである。</p>
議長	<p>資料4について、調査請求について、調査の対象とするかどうかであるが、委員の皆様いかがか。</p>
委員	<p>弁明書の中で請求は不適法ではないかと主張されている。証拠資料も付けられている。議員お二人が請求されているが、議員は請求適格者ではないという主張である。まずはこの点を審議する必要があるのではないかと思う。問題は条例が議員を請求者として認めているかどうかということで、まずは本条例に基づいて確認しておく必要があるのではないかと思う。請求が政治倫理条例8条の請求と11条の請求となっている。8条の請求をみると、主語が「有権者は」となっている。11条をみると、説明会開催請求となるが、こちらは「有権者及び議員は」となっている。8条の有権者に議員は</p>

入るかどうかが一つの論点である。11条の請求は、明らかに有権者と議員に分けられている。今回の請求はいずれも議員となっており、11条の要件は満たしてしないことが問題となる。有権者であれば100分の1以上の連署でいいが、議員であれば定数の3分の1以上の連署が必要となり、11条の請求は満たしていないことになる。

議長

先ほど委員から意見、指摘があったが、私のほうから説明すると、本審査会的前提条件として、条例上、第8条と第11条に規定がある。第8条は有権者が請求の主体となっており、第11条の方は有権者及び議員となっている。明らかに請求主体を別に規定しているのが嬉野市の条例となる。今回の請求については、請求代表者が議員の方というところで、8条請求においても請求適格性に問題があるかないかということが争点になると委員から指摘をいただいた。この件について何か意見はあるか。

委員

法律の文献で、有権者、有権者及び議員という表記は、あくまでも有権者と議員は別に考えてあるということであれば、11条は有権者及び議員という表記であるので、有権者は議員とは別ということで8条の有権者には議員は入らないのではないかと思います。

議長

委員の指摘は委員の意見と同趣旨との理解でよいか。

委員

私は問題提起を行った。11条もだが、8条の有権者の中には議員は入らないのではないかという弁明書の趣旨から、この点をこの委員会に入るか入らないか確認する必要がある。

私の見解だが、11条に関しては、明らかに議員と有権者は分けてあるので要件が違う。有権者の立場で認めると、議員さんの縛りかけた意味が全くない。有権者ということで100分の1を認めてしまうと、脱法行為を認めることとなるので、11条の趣旨には反し、説明会開催請求については不適法とせざるをえないのではないかと思います。一方、8条はどちらともとれる。議員、有権者と並べていないから。本来であれば、同じ条件であることであれば、有権者及び議員はとするのが条文としてはいいが、有権者だけとしか書かれていない。しかし、私は8条の有権者に議員は入れていいと考える。つまり、8条の請求は適法と考える。なぜかという、8条は要するに政治倫理審査会の立ち上げの請求である。しかし、11条は説明会開催の請求となっており、こちらの方が問責の仕方としては厳しくなっている。政治倫理条例に違反するかどうかは審査会

	<p>で審査をするので、11条の議員による請求は認めるけど、8条の請求は認めないとなるとおかしい。いくつかの他の条例を見てみたが、条例の規定の仕方は色々ある。議員の請求を認めていないところもあるし、政治倫理の立ち上げは議員のみにしか認めていないところもある。本条例の合理的な解釈を行うと、説明会請求については、もともと議員は議会で行うこともできるので、政治倫理審査会を開催して説明会開催を開かせるのだからハードルが高くなっている。私の政治倫理審査会の理解は、条例違反行為があるかどうかを裁判所的な立場で法的な判断を行うところとであると認識している。だから公平・公正な判断を行うこととなる。8条の請求に特に議員を外す必要はないと考える。</p> <p>この二つの請求のうち、説明会開催請求は、議員が要件を満たさずに有権者の立場でなされているので、不適法とせざるをえないのではないかと思う。一方、8条請求関係は、有権者の中に議員は入ると解釈していいのではないかという見解である。</p> <p>8条請求の有権者の中に議員を含めてよいという委員の意見である。本審査会も適法に開催されるということである。他にご意見はないか。</p> <p>代表者として考える職業が議員でだけであるという解釈はできないのか。だから有権者だという考えはできないか。議員ということは外して説明会請求はできないのか。市会議員が請求者の総まとめとして請求をされているだけで、肩書は議員であるけど、有権者であるということできないのか。</p> <p>11条の有権者及び議員という表記の仕方、これと合わなくなるのではないのか。そうすると、11条はこのように書く必要がなくなるのではないのか。</p> <p>11条では議員は別要件が掲げられているので、11条がこのようなに規定されている以上、議員が請求代表者で請求されている以上は、やはりこちらの要件を満たさないと11条の請求自体としては適法とは言えない。8条については、有権者の中に議員を外す必要はないということだが、実質的にみても、議員は議会で問責ができるから、それをあえて11条として請求する以上はその要件を満たさなければならない。</p> <p>11条については有権者の代表者であっても駄目だと解釈すべき</p>
議長	
委員	
委員	
委員	
委員	

	<p>ということか。</p> <p>委員 でないと説明がつかないのではないのか。</p> <p>議長 委員としては、今回の政治倫理審査会の開催について、適法、不適法というかどうかという意見か。</p> <p>委員 政治倫理審査については中途半端で終わらせてはいけない。審査会の開催は適法と考える。</p> <p>議長 委員、何かないか。</p> <p>委員 請求がなされた以上は、もちろん審査すべきと考える。</p> <p>議長 他に委員から補足の説明はないか。</p> <p>委員 意見は出そろったので、会長の判断でお願いします。</p> <p>議長 各委員の意見を伺って、審査会としては、本案前の問題については、問題なしとして具体的に本案の審査を行うこととする。審査会の対象とする。</p>
その他	

審議等の内容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議 題	7. 議事(3) 説明会開催請求について		
内 容	<p>嬉野市政治倫理条例施行規則第4条第1項の規定により、吉田会長が議長となり、下記審議経過のとおり審議がなされた。</p> <p>※別添「平成30年度第1回嬉野市政治倫理審査会資料」資料5</p>		
審議経過	議長	<p>続いて、「説明会開催請求について」審議を行う。請求者から提出された説明会開催請求書の写しは事前に別添ファイルで配布されている。また、説明会開催請求書の内容を整理したものは資料5として配布されている。この件について市長の行為が政治倫理基準に違反するかどうかを審査し、説明会開催請求が適当であるか否かを審議することになる。先ほど各委員から説明会については開催そのものが適法かどうか問題のご指摘があったが、このことについて、再度議論させていただければと思う。</p>	
	委員	<p>先ほど申し上げたように条例11条が重い。議員として請求されているのであれば11条の要件を満たしていない請求と考える。もし、委員会でもって条件を満たしているとなると話は別である。説明会開催請求については条例からはやはりおかしい。もし、これを認めると、定数の3分の1が集まらないで有権者の100分の1を認めると条例の趣旨に反する。</p>	
	議長	<p>条例の趣旨の解釈として、11条はあくまでも有権者及び議員となっており、議員には定数の3分の1要件がある。これを回避するために有権者の立場であることを認めてしまうことになりかねないので、今回の説明会開催請求は議員の立場でされていることからすると要件を満たしていないという指摘と理解する。他に意見はないか。</p>	
	委員	<p>もし、説明会を開催するということで請求代表者を変更して請求されると、またこの審査会でということになるのか。</p>	
	委員	<p>改めて別の請求となる。</p>	

議長	<p>その時にはその請求自体が適切かどうかを別の機会に判断することになる。</p> <p>意見は出揃ったか。そうすると、本審査会においては、説明会開催請求については適当ではないという判断をしたいと思います。</p>
その他	

審 議 等 の 内 容

(嬉野市審議会等の公開に関する要綱第9条関係)

		所管課	総務課
議 題	(議題終了後)、8 . 閉会		
内 容	次回の会議に向けての調査等の確認が協議され、協議後に事務局で閉会を行った。		
審議経過	議長	その他に何かないか。	
	事務局	次回の会議に向けて必要な調査等があったらお願いします。	
	議長	本審査会で審査する内容は資料4となる。市長の行為が政治倫理条例第4条に規定する政治倫理基準に反するかどうかの調査を行うことになるが、ポイントを絞って調査すればという委員からの意見はあるか。	
	委員	事務局に調査をお願いしたい項目を言ってしまうと、被請求者に伝わって、その対応策を考えられるので、どのようにするか。	
	議長	調査すべき事項はある程度具体的でなければできないので、関係当事者に伝わっても、弁明をしていただく、それを踏まえて、事実認定をやればいいのかではと思う。	
		※委員がまとめられた調査項目 (A4版1枚) を委員から議長に手渡された。	
	議長	共通認識とするため読み上げていいか。委員から具体的な調査事項、要請すべき点としていくつか挙げられている。具体的な会社名はどうするか。	
	事務局	具体的な会社名は差し控えさせていただいた方がよいかと思う。	
委員	請求書には具体的に記載されているが。		

委員	<p>会社名に関しては個人情報でないので、個人名が出ていればイニシャルでいいのではないか。</p>
議長	<p>個人名の記載はない。調査するかどうかはともかくとして、ご意見として。</p> <p>株式会社NACの商業登記上の事業目的。株式会社NACの直近3ヶ年の事業報告書。株式会社NACの事業目的と同じような事業を市は基本構想も含め計画しているか。株式会社NACの会社が会食に要した経費の明細と個人負担の有無が確認できるもの。株式会社嬉野創生機構に対し嬉野市が業務の委託をしたことがあるか、委託がある場合は委託した業務内容と委託金額を年度別に。株式会社嬉野創生機構の商業登記簿謄本及び役員全員の氏名。会食した職員のうち1名は任期付職員といわれているが事実か、事実とすれば採用前はどのような業務をしていたのか、また、受け入れた目的及び受け入れ時期となっている。その他に事実調査項目はあるか。</p>
委員	<p>株式会社NAC、嬉野創生機構に関して、こちらが直接の利害関係者かどうか、この政治倫理条例に違反かどうか、どういう基準で判断するかということだが、これは調査請求関係にも書いてあるが、国家公務員倫理規程が参考になるのではないだろうか、これぐらいしかないだろう。より具体的に言うと、人事院が人事行動基準を示している。これは人事院のホームページからダウンロードできる。利害関係者の定義、これらを基礎として国家公務員より首長の権限は大きいため、国家公務員倫理規程を参考とする。</p>
議長	<p>論点整理とすると、今回請求者が掲げている政治倫理基準の本条例4条第1項、第2項に違反しているかどうかについて審査会で行うことになるが、その指針となるのが国家公務員倫理となるが、どこまでを利害関係人というのか、そういった要件該当性も本審査会で審査しなくてはいけないことになる。他に補足すべき事項とかないか。</p> <p>今後の審査会の進め方としては、こういった国家公務員の解説等を踏まえて本条例の条文解釈も含め事実認定を行うことになる。また、委員からあった調査項目は必要と考えている。追加の調査事項は私から事務局に依頼することとする。</p> <p>以上で本日の審議は全て終了しました。ご協力ありがとうございました。</p>
事務局	<p>本日は、長時間にわたり慎重審議を行っていただきありがとうございました。</p>

	<p>ございました。調査事項について事務局に指示があったものについては、整理して手続きを行わせていただく。次回の審査会の日程は、事務局で調整させていただき、後日連絡させていただく。本日はお忙しい中にご出席いただきありがとうございました。</p>
その他	

2019年1月9日

嬉野市政治倫理審査会会長様

追加資料・意見書提出ご承認のお願い

「嬉野をよくする市民の会」代表

宮崎誠一



嬉野市政治倫理審査会での精査にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

政治倫理審査会に当たり、市民の会などから追加資料及び意見書を順次提出することをご承認いただけますでしょうか。以下のような理由からです。

- ① 東京ベイコート倶楽部での「会食」は氷山の一角であり、背後に嬉野市役所において公務員倫理・法令遵守の軽視という悪弊が蔓延していた歴史があります。1月8日に会を代表して[REDACTED]が住民監査請求を行いました。この請求では、会食のきっかけとなったアニメ発案者の同級生で、新幹線駅前開発にかかわるまちづくり会社「嬉野創生機構」の[REDACTED]代表と、シャンパンボトルを手に気泡風呂に入浴していた建設・新幹線課の[REDACTED]副課長による不当な業務受発注を指摘しております。今回の会食は単発の「はめ外し」という軽々しい逸脱行為などではないのです。今回審査していただく政治倫理の問題は、こうした背景を抜きに論ずることはできず、[REDACTED]副課長が通常のヒエラルキーを超えて部長並みの職権を有していたこともご認識いただく必要がございます。従って、住民監査請求の請求書及び主な資料を、事務局を通じて会長にお送りし、会長のご判断で委員にも関連資料として供していただくようお願い申し上げます。
- ② 市民グループ「唐津をよくする会」が2016年1月18日に請求し、2月5日に有効署名数確定、2月15日から8月8日まで7回開かれた唐津市政治倫理審査会では、市民グループからの追加資料や意見書を柔軟に認め、市民の意向に寄り添った運営がなされたと聞いております。今回の政治倫理審査会や住民監査請求については「市民オンブズマン連絡会議・佐賀」「唐津をよくする会」「小城市をよくする市民の会」の方々にもご協力いただいております。「審査会が始まって傍観するのではなく、毎回しっかり意見表明をすることが大切」と助言をいただい

ております。つきましては、これも①と同様に事務局経由で会長に提出することをご承認いただきますようお願いいたします。

- ③ 資料や意見書提出においては、事務局に諾否の権限を持たせず、受け取り拒否などがなされないようルール化をお願いいたします。
- ④ 同様に事務局は中立的立場に徹し、調査対象者の弁護側としての発言や資料作成に加担しないよう、これも最終的に明文化し、規則等に盛り込むようお願いいたします。

嬉野市にとって何もかも初めての政治倫理審査会ですが、今後、公平公正な審査が保障されるよう規則を整備する絶好の機会でもあります。ぜひ、未踏の地にまっすぐな道を切り開いていただき、嬉野市の政治倫理条例や運用が他自治体の模範となるようお力をお貸してください。

どうぞよろしくようお願いいたします。

2019年1月7日

報道各社様

8日、嬉野市監査委員に住民監査請求書を提出します

嬉野をよくする市民の会
代表・宮崎誠一

お世話になっております。「嬉野をよくする市民の会」代表の宮崎誠一です。

嬉野をよくする市民の会は宮崎誠一会長名で、次の二つの住民監査請求書を8日午後1時に嬉野市監査委員事務局に提出いたします。

いずれも、嬉野市が同市のまちづくり会社「嬉野創生機構」に発注した平成29年度の新幹線・嬉野温泉駅周辺整備関連事業です。

申し訳ございませんが、本件に関して事前の問い合わせには応じられません。

当日、提出が済み次第、嬉野市中央公民館（塩田公民館）第1学習室で藤藪貴治弁護士が住民監査請求の内容について説明いたします。

ご多忙とは存じますが、取材をどうぞよろしくお願いいたします。

住民監査請求の対象は次の2件です。

(1) ウェブ「嬉野Sight」構築399万6000円

【違法である主な理由】

1. 嬉野市は、平成29年7月3日に平成29年度嬉野温泉駅周辺コンセプト策定（1工区）業務委託（ウェブ構築）として、嬉野創生機構（XXXXXXXXXX代表）と単一随意契約を行った。嬉野市財務規則では随意契約が認められるのは50万円以下で、その場合でも2社以上の見積もりが必要。同社は契約の1カ月前に設立されたばかりで社員が一人もいなかった。従って委託契約及び同年9月28日の支出命令はいずれも違法。
2. 嬉野創生機構は社員が一人もいないため、嬉野市土木設計業務委託契約約款に反して業務を一括再委託（下請け）に出しており、違法。

3. ウェブサイトの情報量は驚くほど少ない。「知るNews」= 3件、「遊Trip info」= 1件、「創 New project」= 6件、「映 Movie」= 2件にとどままり、映 Movieのうち1件は平成29年度嬉野温泉駅周辺コンセプト策定（2工区）業務委託（599万4000円）で制作したコンセプトムービー、また、知るNewsの平成29年9月19日付の「佐賀大生による嬉野振興プラン発表会」（同年7月23日）、平成30年3月26日付の「佐賀大学との共同研究発表会開催」（同年2月23日実施）はいずれも平成29年度佐賀大学共同研究で別に300万円を支出している事業。投稿は平成29年8月21日付「嬉野が誇る3つの宝」が最初で、更新は平成30年3月26日で終わっている。ウェブ構築の相場からみても、399万6000円の公金支出に全く見合わず、違法。
4. 市の担当者はアクセス数など成果を確認することもなく検査をパスさせている。地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げようようにしなければならない。」に反しており、違法。

【市に求める主な措置】

1. 嬉野創生機構に対する399万6000円の不当利得返還請求。
2. 契約を締結し、公金を支出した[]前市長に対する399万6000円の損害賠償請求。

(2) 動画制作599万円4000円

【違法である主な理由】

1. 嬉野市は、平成29年10月18日に平成29年度嬉野温泉駅周辺コンセプト策定（2工区）業務委託（動画制作）として、嬉野創生機構（[]代表）と単一随意契約を行った。嬉野市財務規則では随意契約が認められるのは50万円以下で、その場合でも2社以上の見積もりが必要。同社は同年6月に設立されたばかりで社員が一人もいなかった。従って委託契約及び平成30年1月4日の支出命令はいずれも違法。
2. 嬉野創生機構は社員が一人もいないため、嬉野市土木設計業務委託契約約款に反して業務を一括再委託（下請け）に出しており、違法。
3. 制作された動画は「いやしのうれしの」（2分49秒）のみであり、ドローン空撮動画制作の相場からみても、599万4000円の公金支出に見合わず、違法。
4. 動画は、うれしのまちづくりコンセプト絵巻とともに平成30年2月24日の新幹線まちづくりシンポジウムで公開された。しかし、決算上、絵巻作成業務は別に29万1600円で委託されたことになっている。いずれにしても2工区の成果物は3分に満たない動画1本とイメージ絵巻だけであり、計628万5600円の公金支出に全く見合わない。嬉野Sightの構築費と合わせると1028万1600円になり、費用対便益が著しく劣り、地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福

社の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」に反しており、違法。

【市に求める主な措置】

1. 嬉野創生機構に対する599万4000円の不当利得返還請求。
2. 契約を締結し、公金を支出した[REDACTED]前市長に対する599万4000円の損害賠償請求。

第1回政治倫理審査会で委員から事務局へ調査依頼があったもの及び調査結果

以下、委員からの依頼内容

*事務局へ調査依頼

- ・(株)NACの商業登記上の事業目的は。
- ・(株)NACの直近3ヶ年の事業報告書
- ・(株)NACの事業目的と同じような事業を市は計画しているのか。(将来構想も含む)
- ・(株)NACの会社が会食に要した経費の明細と個人負担の有無が確認できるもの
- ・(株)嬉野創成機構に対し、業務の委託をしたことがあるか。
委託した業務内容・委託金額を年度別に作成すること。
- ・(株)嬉野創成機構の商業登記簿謄本及び役員全員の氏名
- ・会食した職員のうち1名は任期付職員といわれているが事実か
事実とすれば、採用前はどのような業務をしていたのか。また、受け入れた目的及び受け入れ時期は。

裏面に回答を記載しています。

政治倫理審査会からの事務局への調査依頼の回答

・(株)N A Cの商業登記上の事業目的は。
別紙の法人登記簿のとおり

・(株)N A Cの直近3ヶ年の事業報告書
市長弁明書4のとおり。(業務内容は同社の営業機密のため、閲覧は審査会委員及び請求者の代理人である弁護士に限る。)

・(株)N A Cの事業目的と同じような事業を市は計画しているのか。(将来構想も含む)
中長期の総合計画、財政計画及び各課の個別計画などに事業計画はありません。また、将来構想もありません。

・(株)N A Cの会社が会食に要した経費の明細と個人負担の有無が確認できるもの
市長弁明書2のとおり。

・(株)嬉野創成機構に対し、業務の委託をしたことがあるか。
委託した業務内容・委託金額を年度別に作成すること。
会社名は「嬉野創生機構」が正しいです。
委託した事業は平成29年度のみです。

	業 務 名	契約金額	業 務 内 容
1	嬉野温泉駅周辺コンセプト作成 (1工区)業務	3,996,000円	ウェブサイト構築 写真映像 の収録
2	嬉野温泉駅周辺コンセプト作成 (2工区)業務	5,994,000円	開発コンセプト作成 コンセ プトムービー作成
3	嬉野温泉駅周辺景観ガイドライ ン策定業務	3,002,400円	ガイドラインの作成 実現手 法の検討
4	うれしのまちづくりコンセプト 絵巻作成業務	291,600円	デザイン調整 絵巻作成


・(株)嬉野創成機構の商業登記簿謄本及び役員全員の氏名
別紙の法人登記簿のとおり。会社名は「嬉野創生機構」が正しいです。

・会食した職員のうち1名は任期付職員といわれているが事実か
事実とすれば、採用前はどのような業務をしていたのか。また、受け入れた目的及び
受け入れ時期は。
任期付職員ではなく、正職員です。

東京都大田区大森本町一丁目6番1号
株式会社NAC

会社法人等番号	0107-01-017848	
商号	株式会社NAC	
本店	東京都大田区大森本町一丁目6番1号	
公告をする方法	官報に掲載する。	
会社成立の年月日	平成18年9月15日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. コンピューターソフトウェアの企画、開発及び販売 2. デジタルコンテンツの企画、開発及び販売 3. コンピューターのネットワークシステム及びソフトウェアの企画、設計、開発、販売、保守業務並びにコンピューターのインターネット接続代行業務 4. 出版物の企画、発行及び販売 5. 芸能タレントのマネジメント及びプロモート業務 6. 新規キャラクターの開発及びキャラクター商品の著作権業務 7. 前各号に附帯する一切の業務 	
発行可能株式総数	5000株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 350株	
資本金の額	金1500万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を、当会社の株主以外の者に譲渡するには、株主総会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; display: inline-block;"></div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; display: inline-block;"></div>	平成28年 3月31日重任
	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; display: inline-block;"></div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; display: inline-block;"></div>	平成28年 3月31日重任
	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; display: inline-block;"></div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; display: inline-block;"></div>	平成28年 3月31日重任

東京都大田区大森本町一丁目6番1号
株式会社NAC

		平成28年 3月31日重任
登記記録に関する事項	平成30年10月29日東京都品川区東品川二丁目2番4号から本店移転	平成30年12月14日登記

これは登記簿に記載されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(東京法務局城南出張所管轄)

平成31年 1月15日

佐賀地方法務局武雄支局
登記官

谷 元 徳 子



佐賀県嬉野市嬉野町大字下野丙2319番地3
株式会社嬉野創生機構

会社法人等番号	3000-01-010861
商号	株式会社嬉野創生機構
本店	佐賀県嬉野市嬉野町大字下野丙2319番地3
公告をする方法	官報によって行う。
会社成立の年月日	平成29年6月1日
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 佐賀県嬉野市の街づくりに関わる企画、運営 2. 佐賀県嬉野市の観光資源の開発、運営 3. 佐賀県嬉野市の広告、宣伝及びマーケティング事業 4. メディア運営事業 5. マーケティングリサーチ及び経営情報の調査、収集、提供 6. アプリケーションの企画、開発 7. ウェブサイトの企画、設計、開発、運営 8. デジタルコンテンツの企画、立案、制作、配信、販売 9. インターネット等のネットワークシステムを利用した通信販売業 10. インターネット等のネットワークを利用した商品の売買システムの設計、開発、運用、販売及び保守 11. インターネット及びコンピュータ等の情報処理端末機器を利用した情報処理サービス業務、情報提供サービス業務 12. インターネット上のショッピングモールの企画、開設、運用及びそれらのノウハウの提供 13. インターネット上のチケット、クーポンなどの企画、販売、運用 14. インターネット上のポイントサービスを使った販売促進システムの販売及びそのコンサルティング 15. コンピュータシステム、通信システム、制御システムの機器、装置及び付属機器、周辺機器の設計、製造、販売、賃貸、運用管理、導入設置、保守メンテナンスの業務 16. 電子商取引のためのハードウェア及び適用業務プログラムの設計、開発、製造、販売企画、販売、リース並びに保守業務 17. 電子商取引における決済代行及び配送業務 18. 電子決済システムの管理、運営 19. 情報処理システムの設計、開発、販売及びそれらのコンサルティング 20. データベースの企画、設計、開発、販売及び提供業務並びにデータベース構築のコンサルティング 21. 電子メール、メールマガジンの配信及び配信代行業務 22. 広告、宣伝に関する企画並びに制作 23. イベントの企画、制作、実施及びその仲介、委託業務 24. 人材育成のための教育、研修、コンサルティング業務 25. 人材募集に関する情報提供サービス業 26. 食品等の企画、開発、製造、卸、販売、輸出入及び仲介

2019年1月15日

嬉野市総務課長 XXXXXXXXXX 殿

宮崎 誠 一



「嬉野をよくする市民の会」 代表

宮崎 誠 一



佐賀県佐賀市中央本町1番10号ニユ
ー寺元ビル3階 佐賀中央法律事務所
代理人弁護士 東 島 浩 幸



佐賀県嬉野市塩田町五町田乙3328
-2 杵藤法律事務所

代理人弁護士 藤 藪 貴 治

電話 0954-68-0745

FAX 0954-68-0876



請求代表者補正要求書

第1回嬉野市政治倫理審査会は、説明会開催請求について「請求代表者が議員であるため適格性を欠いている」として、却下しました。

請求代表者であった XXXXXXXXXX 議員や署名集めに駆け回った私たちとしては、1061人(有効880人)の署名を無にすることは到底認められないとの思いから「政治倫理条例の育ての親」である九州大学名誉教授の斎藤文男先生に助言を仰ぎました。

斎藤先生からは、政治倫理条例の対象となる議員にはやはり請求権はなく、署名も本来ならば認められないとご指摘いただきました。一方で、瑕疵は手続上のものにすぎず請求権行使の要件は満たしているので、請求代表者を一般市民に補正すれば何ら問題はないとの見解もお示しいただきました。その上で、あくまで第三者としての鑑定意見書ならば出すことができるとおっしゃってくださったので、「嬉野をよくする市民の会」から意見書作成を依頼しました。

斎藤先生の鑑定意見書に従い、調査請求書、説明会開催請求書とも「宮崎誠一」を請求代表者とする補正をいたします。すみやかに手続きに応じていただきますよう求めます。

鑑定意見書

福岡市政治倫理審査会長
吉田一穂様

2019年1月14日

同市総務企画部総務課長
永江松吾様

福岡市城南区七隈2-14-19
九州大学名誉教授

齋藤文男 

今般の貴市政治倫理条例の運用をめぐり紛糾につき、
藤枝貴治弁護士の依頼により鑑定意見書を作成する。

1 議員が政治倫理審査会の調査請求の代表者とされていること
について、

(1) 調査請求権は、本条例の適用対象者と除く有権者以外が
存在し、議員にはない。したがって、議員は請求の代表者はおろ
か、請求に連署することもできない。

そもそも審査会の調査請求は、住民による市政監視の
制度であり、にもかかわらず、審査の対象となりうる者が調査
請求を認めれば、第三者機関としての審査会の確信と公正さ
が損なわれるばかりか、議会内や議会対首長の政争の具に
利用されかねない。現に、その実例は多い。そのため、有権者
のみとに招致できず、「市長等及び議員を除く」と明記する条
例もある。

また、法理上からみても、議会は執行部の不正・不当を追及する権限と責任をもつ。そのために、議員は議場を「舞台」、情報開示を求め、100名委員会を設けて事態を究明するなどの手段が地方自治法で「保障」されている。議員はこうした自らの権限により行政監視の役割を果たすことが出来る。ところが、この議会の行政監視が機能しないからこそ、住民の調査請求が必要となるのだ（詳しくは拙著『政治倫理条例のすべて』p.64~65, p.58~139を参照）。

以上の理由から、本件の調査請求を不受理とすることは適法である。

(2) しかしながら、請求の代表者を議員としたことは請求者の法的無知ゆえで、請求者と責めることはできない。この点は、請求を受理した市総務課の失態こそ責められるべきだ。ともあれ、これは調査請求の手続上の瑕疵にすぎず、署名の効力を失うものではない。

本件の場合、市は請求をすでに受理し、選挙が署名の有効・無効を審査し、署名が法定数（有権者の100分の1以上）を満たしていると確認した。（したがって、請求者は手続上の瑕疵を補正し、住民を代表者として請求書を出し直せば「足り、すでになされた署名は有効である」。

(3) 本件請求はすでに受理され、審査会の審査が開始

されているから、請求書の補正、再提出は不要とする向きがあるかも知れぬ。しかし、今後の条例の適正な運用を図るためにも、補正した請求の再提出と受理がなされるべきであろう。

この事務処理は、もっぱら総務課がするべきことで、審査会をわすらすものではない。手続上の瑕疵を見逃し、その補正を求めずに請求を受理したのは総務課の事務処理上のミスだからだ。

(4) なお、調査請求の代表者の資格とも関連して、政治倫理条例の調査請求と地方自治法上の住民の直接請求とを同趣旨と解する誤解が見受けられるので、この点を正しておく。

両者はいずれも住民による請求だが、その目的・手続・効果はまったく異なる。すなわち、地方自治法の直接請求は、直接民主主義(議会制民主主義)を補完する住民の政治参加の権利であるのに対して、政治倫理条例の調査請求は、政治の不正・腐敗による条例違反の属判を求めるとして住民の権利だ。

そのため、地方自治法の直接請求は①条例の制定・改廃、②議会の解散、③議員・首長等の解任、④事務監査の請求に限られ、手続や書式の定めも厳しく、これに違反すれば、請求と受理されず、駁却される。たとえば①については、請求の代表者は届け出て証明

書の交付を受け、署名集めの委任者も表示したうえで、所定の様式の署名簿に連署し、しかも署名期日は1ヵ月以内に限られ、署名数は有権者住民の50分の1以上を要する。これらの要件を欠くときは、請求は無効となり受理されない。これほど要件が厳しいのは、直接請求が間接民主主義の原則のいわば例外だからだ。

しかし、政治倫理条例の調査請求はこれと異なり、条創違反の審判を求めるものだから、その手続は「地方自治法の目的に背反せず、規制の手続、方法が合理的であるかぎり、一系例で自主的に定めることができる。その手続の瑕疵により直ちに無効となることはない。いいかえれば、地方自治法の直接請求の諸規定が調査請求に適用まじし準用されることも、類推解釈されることもありえまい。つまり、直接請求では議員のほか公務員が連署も禁じられている。

(5) いうまでもないが調査対象者は審査会に補佐人を同伴できず、まして代理人弁護士の弁明書をもって出席に代えることは許されない。審査会は、調査対象者本人の弁明と調査請求の代表者の意見陳述と聴取することによって、審査の公正を期することが可能になるからだ。

2 政治倫理基準について

(1) 本条例4条1項1号の規定は、市長等・議員が遵守すべき政治倫理基準の一項目を守りしにたがって、これは以下の規定に対し原則的・懲罰的ではあるが、尊重努力規定や訓示規定ではなく、明確な禁止規定であって、その違反には法的効力を伴う。

(2) 同号は「市民全体の代表者として品位と名譽を損なうような一切の行為」を禁じている。これは取務との関係の有無を問わず、私人としてなされた社会的信用失墜行為を含む。たとえば、セフハラ、傷害、賭けマージャン、暴力団員との飲食等も含まれ、その適用例もある。

(3) また、同号は「取務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為」を禁じている。禁じられるのは不正行為自体ではなく、その疑惑を持たれるおそれのある行為だとして、疑惑の疎明資料を添えて審査会の調査請求をすることができる(8条1項)。不正疑惑行為には、業者の供応や慰安旅行等の持待と受けることも含まれる。

なお、本件には国家公務員倫理法・同規程が適用される。その「利害関係者」の概念と本号の解釈に準用することもできる。前者は一般取の行政倫理の確保を目的とし、後者は特別取の政治倫理の確保を目的としているからだ。

3 立法の過誤について

本条例には立法上の誤りがある。その2点を付言し

とある。

(1) 審査会の調査請求事由と説明会の制催請求事由を同一にしたこと

これは、説明会の制度(問責制度)をまったく理解していないための立法の過誤だ。

問責制度は、政治倫理条例第1号の旧条例(1983年)以来どの条例にもある。その導入のきっかけとなったのは、一議員が収賄有罪で一審有罪判決を受けたにもかかわらず、居座ったため、怒った市民は辞職を求めたが議会が握りつぶしたという事件だった。だから、初期の条例では、説明会の制催事由は贈収賄罪に限られていたが、その後「非暴力運搬罪」さらに刑罰犯一般に拡大された。

同時に、制催請求の時点も一審有罪判決後から、起訴後、さらに逮捕後に前倒しされた。刑罰犯の容疑者は市民の代表にふさわしくなく、政治家の立件は裁判で有罪と導く確率が高いのに、収監されれば取柄に支障をきたすからだ(問責制度については、前掲書p.68~73, p.140~145と参照)。

ところが本条例は説明会の制催請求事由を、審査会の調査請求事由と同じく、政治倫理基準違反の疑いとしている(11条1項、8条1項)。その結果、同一事実につき、2つの請求が同時にまされる事態を招いた。これは、条例のとり方を誤ったせいだ。

この点は、条例を改正する必要がある（前掲意のモデル条例（五）参照）。

(2) 審査会の調査請求に連署を要件としたこと。

この調査請求権は、主催者の「知る権利」にもとづくものだから、一人でも行使できる。この点は、情報公開法や同条例による情報請求が一人でもできるのと異ならない。大方の条例はそう定めており、本条例が異例なのだ。

ただ、調査対象者の政治的プライバシーに配慮し、根拠をいふべき理由による請求を防ぐため、請求に「疎明」資料の添付を義務づけている。疎明とは、条例違反の確たる「証拠」ではなく、疑いをもつものはもっともだと認められる程度の説明資料をともて足りる。違反の立証は、審査会における調査対象者、請求者、関係者の証言・陳述に基づく。審査会が条例違反の有無を判断する。

4 総括

今般の混同は、本条例のつくり方に過誤があるうえに、その解釈運用と誤ったことに起因する。たとえ運用を修正したとしても、同様の混同は今後も生じる。本条例自体の改正が必要だと考える。

以上

請求代表者 [REDACTED] 外1名

被請求者 嬉野市長村上大祐

弁 明 書 (2)

平成31年1月16日

嬉野市政治倫理審査会会長 殿

被請求者手続代理人弁護士 鬼橋 正敏



本件会食に係る株式会社NAC（代表[REDACTED]氏）の支払明細を証拠として提出する（乙7）。

同明細によると、部屋代（会員室料）4万3000円、オードブル代（インルームダイニング5万4000円及び同サービス料8100円）6万2100円、計10万5100円となっている。

なお、同明細の「対象人数」に5名との記載があるのは、5名が定員だからである。

以 上



請求代表者 [redacted] 外1名

被請求者 嬉野市長村上大祐

証 拠 説 明 書

平成31年1月16日

嬉野市政治倫理審査会会長 殿

被請求者手続代理人弁護士 鬼橋 正敏



号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年 月 日	作 成 者	立証趣旨	備考
乙第7号 証	ご利用明細書	写	H30.7.10	東京ペイコ ートクラブ	本件会食にかか る、株式会社NA Cの支払い金額	

ご利用明細書 STATEMENT

番号 ROOM	91687	番号 I.D No.	
室番 ROOM			
お名前 NAME	株式会社 NAC 様		人数 PERSONS 5 名
発行 ISSUED	2018-07-10	到着 ARRIVAL	2018-07-09 出発 DEPARTURE 2018-07-10

日付 DATE	摘要 DESCRIPTION	料金 CHARGES	支払 CREDITS	残高 BALANCE
7月9日	会員室料 (#1805)	43,200		
	ザ・ベイコートスパ (#1805)	2,160		
	インルームダイニング(#1805)	54,000		
	(サービス料(10%)対象額)	(43,200)		
	サービス料(10%)	4,320		
	(サービス料(15%)対象額)	(54,000)		
	サービス料(15%)	8,100		
	(対象人数	5)		111,780
7月10日				
				118,820

118,820	0	118,820
---------	---	---------

NO. 001-179057

預り金	0
お釣り	0

現金			
クレジット	83,820	DN 83,820	
割引券	35,000	PCLB 35,000	
商品券			

請求代表者 [REDACTED] 外1名

被請求者 嬉野市長村上大祐

弁 明 書 (3)

平成31年1月17日

嬉野市政治倫理審査会会長 殿

被請求者手続代理人弁護士 鬼橋 正敏



市民から請求代表者の補正の申し出がなされているが、被請求者の意見は次のとおりである。

第1 調査請求について

特に異議はない。

しかるべく取りはからって頂きたい。

第2 説明会開催請求について

1 意見

補正は認めるべきではない。

仮に補正を認めたとしても、説明会開催請求は、本件においては、的外れであり、再度却下（「本件では説明会の開催は適当ではないとの審査」）を求める。

2 理由

(1) 請求代表者の補正の適否

斉藤教授の意見書によると、審査会は「住民による市政監視の場」であるから「議員は請求の代表者はおろか、請求に連署することもできない」ということである。そして、このような請求を容認すると「第三者機関としての審査会の権威と公正が損なわれるばかりか、…議会对首長の政争の具に利用されか



ね」ず、現に他の自治体ではそのような弊害の実例が見られる、とのことである。

つまり、同教授は、請求代表者らの本請求には、審査会制度の趣旨を没却しかねない重大な手続上の瑕疵があることを認めている。

ところが、同教授は、「請求の代表者を議員としたことは、請求者の法的無知ゆえに、請求者を責めることはできない」から、補正を認めるべきだという。

本来、瑕疵が重大であれば、補正は認めるべきではないし、実際の民事訴訟（行政事件訴訟）においても、原告適格を欠くことは請求却下の事由となる。したがって、同教授の意見は、首尾一貫していない。

加えて、本件では、各請求書には代理人の委任状が添付されているとおり、各請求代表者らには初めから弁護士である代理人が就任しており、今更「法的無知ゆえに」という第三者の意見を援用することは都合の良い主張に過ぎず、通用しない（市の総務課ではなく、請求者らの責任である。）。

よって、説明会開催請求についての補正は認めるべきではない。

（２）本件で説明会の開催は適当ではないこと

斉藤教授は、意見書において、「調査請求」については、議員の請求代表者適格は認めるべきではないが、補正は容認すべきである、との意見を述べただけであり、「説明会開催請求」の補正の適否については、何ら言及していない。

むしろ、同教授は、問責制度の立法事実（有罪判決を受けた議員が市民の意思に反し議員の地位に留まったこと）を述べ、その適用は、公職者が有罪判決、起訴乃至逮捕など刑事手続の対象となった場合に限られるべきであり、本条例 11 条 1 項の説明会も本来であれば問責制度として位置づけられるべきである旨の意見を述べており、正鵠を射ているというべきである。

この点、本条例 11 条 5 項及び 6 項（市長及び議員の出席・釈明義務と市民の質問権）の内容を見ても、同 1 項の説明会は問責制度そのものである。

また、本条例には、説明会の開催を刑事手続の対象となった場合に限定する

旨の明文はないが（明文を置かなかつたのは、正に立法の不備である。）、11条1項乃至5項において、①開催の請求、②審査会の付託、③審査会の適否の審査という3段階の手続を置き、調査請求の手続とは明らかに扱いを異にしている。

そうすると、本条例11条1項の説明会は、斉藤教授が指摘するような事態、つまり、刑事手続の対象となった公職者がなおもその地位に留まるような事態乃至はそれに類するような事態に限定して開催を認めるべきであり、そのような事態にはない本件において、説明会を認めるのは相当ではない。

さらに、本件では、既に調査が開始され、その結果は市民に公表（9条5項）される以上、二重の意味で説明する必要性も存しない。

そもそも、調査請求の制度は、政治倫理基準違反の疑いが生じた場合の事前の一般予防策であり、説明会の制度は、前記のとおり、実際に刑事事件が発生した場合の事後的対応策であるから、本件のように、両制度をきちんと区別せずに、曖昧なまま混同して併用することは、本来の目的から外れ、結局は、政治闘争の手段に供されることとなる。

よって、仮に補正を認めるとしても、本件では、説明会開催の必要性もなければ相当性もないから、審査会は却下（「本件では説明会の開催は適当ではないとの審査」）をすべきである。

以 上

請求代表者 [REDACTED] 外1名

被請求者 嬉野市長村上大祐

弁 明 書 (4)

平成31年1月17日

嬉野市政治倫理審査会会長 殿

被請求者手続代理人弁護士 鬼橋 正敏



株式会社 NAC の平成29年、同30年の事業内容を示す帳票を提出する（乙8の1、乙8の2）。

同社は、乙8の1乃至2記載のとおり、ゲーム機、スマホゲーム、パチンコ、スロット等の3D映像（3次元コンピュータグラフィックス）の制作を手がける会社であり、アニメーション制作は請け負っていない。

具体的には、モデル（動きのないキャラクター制作）、モーション（短い動きのある映像）、背景という細切れの映像制作のみを行っており、アニメーションのようにストーリー性のある長い動画制作などは請け負っていない。

なお、乙8の1乃至2には、同社の営業機密が記載されているので、閲覧については、審査委員及び弁護士の資格を有する請求者の代理人以外には、閲覧を制限して頂きたい。

④ 乙8の1乃至2は添付なし。

以 上



請求代表者 XXXXXXXXXX 外1名

被請求者 嬉野市長村上大祐

証 拠 説 明 書

平成31年1月17日

嬉野市政治倫理審査会会長 殿

被請求者手続代理人弁護士 鬼橋 正敏



号 証	標 目 (原本・写しの別)		作 成 年 月 日	作 成 者	立証趣旨	備考
乙第8号 証の1	平成29年度 事業内容一覽 表	写	H29.1.1~12.31 の期間随時	株式会社 NAC	株式会社NAC の平成29年度の 事業内容	
乙第8号 証の2	平成30年度 事業内容一覽 表	写	H30.1.1~12.31 の期間随時	株式会社 NAC	株式会社NAC の平成30年度の 事業内容	